安中市文化センター使用申込書

使 用 期 日				使 用	時 間	使用室名			
令和 年	月	日()	^	_				
		日()	~					
		日()	~					
		日()	~					
		日()	`	,				
内 容 ・ 催 し 物 名									
使 用 料				円・無料 _{要整理券}					
使用人員			人(予	定人数)	一般入場可 関係者のみ	チット 前売円 当日円			
ホール 催し物	開場	:		開演	:	終演	:		
ホール使用時 の 駐 車 場	文化セン ターのみ	その他			備考	物販	有・無		
上記のとおり使用を申し込みます。 令和 年 月 日									
安中市文化センター所長 様									
団体名:									
代表者:									
問い合わせ: (担当:)									
※問い合わせ先はHP、広報に記載する場合がございます									

安中市文化センター使用許可書

使 用 期 日						使用時間		使用室名		
令和	年		月	日()	~				
				日()	~				
				日()	~				
				日()	~				
				日()	~				
内 催	容 し 物	·)名								
使	用	料	円 ・ 無 料							
使	用人	、員	人(予定人数)							
ホ- 催し		/	開場	:		開演	:	終演	:	
ホー	- ル 使 駐 車		文化セン ターのみ	その他			備考	物販	有・無	
上記のとおり使用を許可します。なお、使用に当たっては裏面 「使用上の注意」を確認のうえ、規則を守ってご使用ください。										
						令和	年	月	日	
使用団体名										
安中市文化センター 所長 印										
	(電話:381-0586)									

- ※鍵を受け取る際には必ず本書を係員へご提示ください。 ※使用時間が22時までの時は10分前までにご退館願います。 ※使用時間には、準備から後片付けまでが含まれます。

~使用上の注意~

- 1. 使用料は前納です。いったん納入した使用料はお返しできません。なお、ホールの取り消し・変更は10日前までにお申し出ください。それ以降の取り消し等で生じた損害については、賠償していただく場合がありますのでご注意願います。
- 2. 使用開始時間は午前9時からです。音響・照明・舞台・花屋さん等業者の搬入も午前9時以降に行ってください。 また、閉館時間は午後10時です。10分前にはすべて終了して退館願います。 なお、主催者は、業者撤収を含むすべての後片付けが終わるまで、必ずお残りく ださい。
- 3. 使用時間には、会場の準備・後片付けに要する時間等も含まれますので、申し込まれた利用区分を超えた場合には、次の利用区分の使用料をお支払いいただきます。
- 4. 入場料・出演料等の収入がある場合は、申請時に「事業計画書」を提出してください。また、事業実施後14日以内に「実施報告書」を提出してください。
- 5. 案内状・整理券・プログラム等は使用許可後にご準備ください。 なお、プログラム等へは広告を掲載しないでください。
- 6. 駐車場が約230台分と狭いため、乗り合わせての来場にご協力ください。また、 50台を超えて駐車場を使用する場合には、必ず駐車場係を配置してください。
- 7. 内容により音楽著作権協会・消防署等への届出が必要になります。
- 8. ホールの使用1ヶ月前までに、舞台進行等の打合わせが必要です。
- 9. 館内での寄付金等の募集・飲食物の提供・火気の使用・特別の設備をする場合は事前にご相談ください。
- 10. 施設内での物品販売は、参考図書等を除き禁止します。参考図書を販売する場合は、実施の10日前までに申請書を提出し承認を受けてください。
- 11. 飲食・喫煙等につきましては、指定場所でお願いします。(飲酒は不可)
- 12. 付属設備・備品等を損傷したときは、賠償していただく場合があります。
- 13. 事務室での物の預かりは原則いたしません。
- 14. 敷地内における事故や盗難等に関しては、当館では責任を負いませんので特に注意してください。
- 15. 事業終了後は、使用場所の電気・空調・窓・忘れ物等を確認してください。 また、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 16. 使用に関して係員の指示に違反したり、守るべき事項に違反した場合には、使用 の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがあります。